

令和8年度 旭市特産品開発事業 ～特産品の開発を支援します

旭市の新しい魅力を発信するため、旭市にふさわしい特産品の開発や改良する事業に対し補助金が交付されます！是非ご活用ください。



1. 対象者 市内に事業所がある法人
市内に住所がある個人及び団体
2. 補助額 1年度あたり最大50万円以内
(対象経費の1/2まで)
3. 申込期間 4月15日(水)～5月15日(金)
4. 対象事業 市の特色を活かした特産品となる土産品、地域の食材を使用した調理品の新たな開発、または既存商品の改良。
5. 申込方法 商工観光課にある申請書に必要事項を記入し、申し込んでください。
(申請書は市のHPからダウンロードできます。)
6. 問合せ 旭市役所商工観光課商工労政班
TEL : 0479-62-5874 FAX : 0479-62-4200
Email : syoko@city.asahi.lg.jp

申請詳細は裏面へ

【詳細】

(補助対象者)

市内に事業所がある法人 市内に住所がある個人及び団体。

- ① 市税の滞納がないこと。
- ② 事業を継続できると認められる事業実績があること。

(補助額)

一年度あたり最大50万円以内（対象経費の1/2まで）

※一事業につき3会計年度補助金が受けられます。

(申込期間)

4月15日(水)～5月15日(金)

(対象事業)

特産品となる土産品や地域の食材を使用した調理品等を新たに開発し、または既存商品の改良を行い販売する事業で、次の要件を満たすもの。

- ① 市内での販売が見込まれること。
- ② 名称や意匠が市と関わりがあること。
- ③ 品質が優れていること。
- ④ 販売予定価格または販売価格が適正であること。
- ⑤ 将来にわたって、市の特産品として定着が期待されること。
- ⑥ 調理品の場合、市内の農産物や畜産物、または水産物を一種類以上食材に用いていること。

(対象経費)

補助対象となる経費は次にあるもので、人件費は除く。

- ① 特産品の開発に要する経費
- ② 品質検査または栄養成分の分析等に要する経費
- ③ 商標登録等に関する経費
- ④ 商品のパッケージ、ラベルなどの製作に要する経費
- ⑤ 販売促進に係る広告、宣伝に要する経費

(申込方法)

申請書に必要事項を記入し、提出書類を添えて申し込んでください。

※申請書は市のホームページからダウンロードできます。

(選考方法)

審査会を開き、補助金の交付対象者を決定します。

その際、申請者にプレゼンテーションをお願いする場合があります。